

令和5年第4回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和5年4月27日(木) 午前9時00分～11時45分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	池田	善之
	2番	蓑手	幹夫
	3番	樋ノ口	正信
	4番	川畑	千秋
	5番	西	美香
	6番	木場	由美子
	7番	野元	京子
	8番	古賀	久美子
	9番	西村	四男
	10番	外菌	健藏

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	藤園	宗男
串木野地区2	井手迫	正博
市来地区	永井	美治

出席職員 後潟局長、篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員(4番 川畑 千秋 委員・5番 西 美香 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(1件)について

日程第2 報告議案第9号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法(26件)について

日程第3 議案第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(2件)について

日程第4 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(2件)について

日程第5 議案第24号 非農地証明願(1件)について

日程第6 議案第25号 農用地利用集積計画(一括方式)案(35件)について(新規35件)

日程第7 議案第26号 農用地利用配分計画書(耕作者変更機構貸出)について(25件)

日程第8 議案第27号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)並びに令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和5年第4回いちき串木野市農業委員会総会を開会いたします。まず始めに、会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 会長ありがとうございました。本日は開会に先立ちまして、令和5年度の農業振興に関する重点施策等について、農政課の皆さんに説明をお願いしてあります。農政課の皆さんよろしくお願ひします。

農政課長 (職員紹介及び説明)

局長 どうもありがとうございました。何か質問等がありますか。

農政課職員 (質問等に関する回答終了後)

局長 農政課の皆様、ありがとうございました。

(農政課職員退席)

局長 それでは、令和5年第4回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。よろしくお願ひします。

議長 それでは、会議規則に基づきまして、私の方で議長を務めさせていただきます。まず議事に入ります前に、事務局より本日の農業委員の出席状況の報告をお願いいたします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員12名全員出席で、過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々とも、出席されていることを報告いたします。

議長 それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。まず議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指

名を行いたいと思います。いちき串木野市農業委員会規則第 15 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長

それでは本日の議事録署名委員に、4 番 川畑 千秋 委員、5 番 西 美香 委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。

早速議事に入ります。まず、日程第 1 報告議案第 8 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第 31 条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第 11 条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、今回は関連する委員、〇〇委員は申し訳ありません、ご退席をお願いします。

〇〇委員退席後

それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

1 ページをお願いします。日程第 1 報告議案第 8 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知は、1 件 11 筆 9,285 m²で 基盤強化法の合意解約です。今後中間管理事業を介して、貸人の娘さんへ契約の変更を行うための解約です。よろしくお願いいたします。

議長

ただ今事務局から説明がありました。中間管理事業による耕作者を変更するための合意解約でございます。皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長

なしということでございますので、日程第 1 報告議案第 8 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知 1 件につきましては、通知のとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第 1 報告議案第 8 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知 1 件につきましては、通知のとおり受理することでご決定いたしました。〇〇委員はまた自席

へお戻りください。

〇〇委員着席後

次に進みます。日程第2報告議案第9号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・農地中間管理法分についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、今回は〇〇委員でございます。すみませんが、ご退席をお願いします。

〇〇委員退席後

それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

2ページから4ページをお願いします。日程第2報告議案第9号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分は26件42筆20,546㎡です。2番から26番は、後程19ページからの日程第7議案第26号農用地利用配分計画書にてご審議いただきますが、新たな耕作者と変更契約を行うための、借人と中間管理機構の間の合意解約です。また、1番は今後新たな耕作者と変更契約を行うための、借人と中間管理機構の間の合意解約です。貸人から中間管理機構への貸出しについての変更はありません。よろしく願いいたします。

議長

ただ今説明がありましたように、いずれも耕作者変更のために、借人と農地バンクの間で合意解約をするといった案件でございます。地権者と農地バンクについての契約については、継続することになります。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長

特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第2報告議案第9号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・農地中間管理法分26件につきましては、通知のあったとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第2報告議案第9号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・農地中間管理法分26件につきましては、通知のあったとおり受理することで決定いたしました。〇〇委員はまた自席へお戻りください。

〇〇委員着席後

次に進みます。日程第3議案第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は2件です。2件全てについて事務局の説明、及び現地調査報告終了後、質疑に入ります。それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

日程第3議案第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は2件です。5ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。譲受人が譲渡人の所有する農地を、売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲受人は所有する農地を耕作しておられます。申請地は自宅の隣で、今までも相対で耕作しておられます。下限面積の撤廃により、今回農用地区域内農地を取得できるようになりました。調査は【正】を野元委員、【副】を外菌委員をお願いしてあります。よろしくお願ひいたします。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

野元委員

7番野元です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について、4月22日(土)午後1時30分より代理人の行政書士立会いのもと、外菌委員と調査をしましたので報告いたします。申請地の位置図は、5ページ、6ページになり、農用地区域内農地です。現在は人参、えんどう豆、なすを作付けされ、申請地の畑にも譲受人が花や露地野菜等を作付けされて、耕作されています。労働力は常時2人で、農機具等は管理機を所有されています。申請地は自宅の横で特に問題はないと思われませんが、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。次にNo.2について事務局の説明をお願いします。

棚町主査

7ページをご覧ください。No.2についてご説明いたします。譲受人が譲渡人の所有する農地を、売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲受人は市外に居住しており所有する農地はございませんが、妻の実家が申請地の近くで、亡くなった妻の父が相対で借りていたため、今までも農作業の手伝いに通っており、今回購入して農業を引き継ぎたいための申請です。こちら下限面積の撤廃により、今回農用地区域内農地を取得できるようになりました。調査は【正】を西委員、【副】を久木山委員をお願いしてあります。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

西委員 3番西です。農地法第3条第1項の規定による許可申請のNo.2について、調査報告をいたします。4月21日（金）午前8時30分より、代理人の行政書士立会いのもと、久木山委員と私が調査を実施いたしました。資料の7ページから8ページをご覧ください。申請地は農用区域内農地です。売買によりこの農地を取得し、ネギ等の自家消費野菜を栽培するための申請です。こちらの農地は、奥様の父が耕作をしていましたが、今回申請人本人が耕作を引き継ぎたいとのことです。労働力は2人です。農機具保有状況は、管理機と草払い機です。日置市東市来町在住ですので、通作距離は約10km、15分程度かかりますが、十分耕作するものと思われまます。私どもとしては何ら問題はないと見てきましたが、皆様のご審議の程よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。ただ今2件につきまして、事務局の説明及び現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まずNo.1について、何かご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 特にないようでございます。次にNo.2について、何かご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 特にご質疑ないようでございますので、一括してお諮りしたいと思います。日程第3議案第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請、今回は2件ですが、これについてはいずれも申請のとおり許可することをご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということでございますので、日程第3議案第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請2件につきましては、いずれも申請のとおり許可することと決定しました。

次に進みます。日程第4議案第23号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は2件ですので、2件全てについて事務局の説明、及び現地調査の報告終了後、質疑に入りたいと思います。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

松原主査

日程第4議案第 23 号農地法第5条第1項の規定による許可申請2件についてであります。9ページをお開きください。No.1 についてご説明いたします。譲受人は、現在県外に在住しておりますが、将来実家があるいちき串木野市に定住するため、申請地及び申請地の一部を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。なお、申請地の一部の残地については、No.2 で申請が提出されております。第3種農地で準住居地域内にある農地であります。調査委員は、【正】を西村委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

西村委員

9番西村です。日程第4議案第 23 号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1 について、4月21日午前9時10分より代理人行政書士立会いのもと、木場委員と3人で調査を実施しましたので報告いたします。資料は9ページ、10ページを参照してください。申請地は農地区分第3種農地で、準住居地域にあります。転用理由は、現在は県外に在住ですが、将来いちき串木野市に定住するため、申請地及び申請地の一部を買い受けて、住宅を建築したいためです。土地条件としては、合致しています。許可次第着工する予定で、資金は自己資金です。周囲の農地に被害はないと思われれます。用水は公共上水道、雨水排水は水路放流、被害防除計画により緩衝地を設けます。境界にはブロックを積み、付近の状況は東に道路、西と南と北が畑です。被害防除計画書他の添付書類については、5条申請書の備考欄に記載してあります。以上特に問題はないと見てきました。皆様のご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。それではNo.2 について事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.2についてご説明いたします。11ページをお開きください。No.1 で申請のありました申請地の一部の残地になります。譲受人は申請地の一部を買い受けて、貸資材置場として使用したいための申請であります。土地賃貸借契約書が添付されております。第3種農地で準住居地域内にある農地であります。調査委員は、同じく【正】を西村委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

西村委員

9番西村です。日程第4議案第 23 号農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.2 について、調査報告いたします。4月21日午前

9時40分より代理人行政書士立会いのもと、木場委員と3人で調査を実施しました。資料は11ページから12ページを参照してください。申請地は農地区分第3種農地で、準住居地域にあります。転用理由は、申請地の一部を買い受けて、貸資材置場として使用したいためです。土地条件としては、合致しています。許可後速やかに着工する予定です。自己資金で賄います。周囲の農地に被害はないと思われます。排水は自然流下、被害防除としては境界にブロックを積みます。付近の状況は東に道路、西と南と北が畑です。被害防除計画書他の添付書類については、5条申請書の備考欄に記載してあります。以上特に問題はないと見てきました。皆様のご審議の程、よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。申請のあった2件について、事務局の説明と現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず、9ページ、10ページのNo.1について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次の11ページ、12ページのNo.2について何かご質疑ございませんでしょうか。

樋ノ口委員

ちょっといいですか。

議長

はい、どうぞ。

樋ノ口委員

資材置場ということですが、資材はどんな材料を置くんですか。

西村委員

砂とか、工事用の材料ということと、建設機械を1～2台保管することになるということでした。

議長

よろしいですか。

樋ノ口委員

そういう機材によって騒音とかが出てくるんじゃないかと思って、ここは住宅街ですから。そこらへんはどうかと思って尋ねた次第です。

議長

他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございますので、一括してお諮りしたいと思います。日程第4議案第23号農地法第5条第1項の規定による許可申請今回は2件ですが、いずれも申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第4議案第23号農地法第5条第1項の規定による許可申請2件につきましては、いずれも申請のとおり許可することと決定しました。

次に進みます。日程第5議案第24号非農地証明願についてを議題とします。今回の申請は1件で、違反転用指導事案ですので、現地調査の報告は省略して、事務局の説明の後に質疑に入ります。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

松原主査 日程第5議案第24号非農地証明願1件についてであります。13ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。亡き父が昭和46年頃、申請地にまたがって家建て、平成24年に相続をいたしました。その後、令和3年9月から居住していますが、ずっと宅地と思っており現在に至っている状況です。

議長 今事務局の説明がありました。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第5議案第24号非農地証明願1件につきましては、申請のとおり非農地証明書を発出することよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第5議案第24号非農地証明願1件につきましては、申請のあったとおり非農地証明書を発出することと決定をいたします。

次に進みます。日程第6議案第25号農用地利用集積計画書案(一括方式)についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、今回は関連する委員、〇〇委員は申し訳ありま

せん、ご退席をお願いします。

〇〇委員退席後

それでは事務局の説明をお願いします。

棚町主査

15 ページから 18 ページをお願いします。日程第 6 議案第 25 号 5 月 1 日開始の農用地利用集積計画書案一括方式は、新規で 35 件 53 筆 33,948 m²です。前回は基盤強化法の契約であったものから、中間管理法の契約に変更する 31 番、32 番、33 番、34 番、35 番を含み、これらは全て新規の契約です。所有する農地のある方は、全て耕作しておられます。所有する農地の無い借人は、借入地は全て耕作しておられます。よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、事務局の説明がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。今ありました 35 件の利用集積計画書案について、何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでありますので、お諮りします。日程第 6 議案第 25 号農用地利用集積計画書案（一括方式）につきましては、15 ページから 18 ページに記載してあるとおりの内容で決定することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第 6 議案第 25 号農用地利用集積計画書案（一括方式）35 件につきましては、報告のあったとおりの内容で決定をいたしました。〇〇委員はまた自席へお戻りください。

〇〇委員着席後

次に進みます。日程第 7 議案第 26 号農用地利用配分計画書（耕作者変更機構貸出分）についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

19 ページから 21 ページをお願いします。日程第 7 議案第 26 号 5 月 1 日開始分の農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書は、耕作者変更機構貸出分で、新規で 25 件 37 筆 17,537 m²です。全て新規の契約です。先程 2 ページの日程第 2 報告議案第 9 号の合意解約通知にてご審議いただきました農地です。所有する農地のある借人は、全て耕作しておられます。所有農地の無い借人は、借入地は全て耕作し

ておられます。当初の契約内容を変更せず、耕作者の変更のみを行う場合に用いられる契約です。契約期間が中途半端な期間設定になっておりますが、中間管理機構の都合で、当初の契約日からの終期をそろえるため、残存期間で再契約を結ぶものです。よろしく願いいたします。

議長

ただ今事務局の説明がありました。これより質疑に入ります。今回の耕作者変更について、何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますので諮りします。日程第7議案第26号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書(耕作者変更機構貸出分)については、ただ今事務局の説明があつたとおりの内容で決定することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第7議案第26号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書(耕作者変更機構貸出分)については、報告のあつた内容で決定をいたしました。

次に進みます。日程第8議案第27号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)並びに令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

篠原主幹

資料の22ページをお願いします。日程第8議案第27号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)並びに令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)についてご説明申し上げます。

まずは23ページの令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)についてです。今回から様式が変更されました。I農業委員会の状況の1現在の体制、2農家・農地等の概要につきましては、2020農林業センサスに基づいて記入した数字になります。

次のページII最適化活動の実施状況の1最適化活動の成果目標については、(1)農地の集積は①の現状、②の目標に対し、③の実績について新規集積面積は11.4ha、集積面積は166.4haとなり、集積率18.8%で、達成状況は102.7%となりました。数字は農政課からいただいた資料「担い手の農地利用集積状況調査」からの数字になります。

す。

次の（２）遊休農地の発生防止・解消につきましては、①の現状及び課題、②の目標に対して③の実績ですが、アの a 緑区分の遊休農地の解消実績は 10.3 ha、目標に対し 59.2%となりました。また、次のイの前年度新規に発生した緑区分の解消面積は 0.6 haでした。④のその他は利用状況調査及び意向調査について、農業委員会の点検結果に記入しておりますが、令和 4 年度は黄区分の判断を行い、また農用地の判断についても耕作以外は 2 号遊休農地とするのではなく、他の農地と同様に判断を行った事を記載いたしました。

次の（３）新規参入の促進については、①の現状及び課題、②の目標に対し、③実績では新規参入者への貸付け等について 11.4ha、農政課資料により入れたものですが、これは〇〇さんと〇〇さんのものです。例年新規参入者は少なく、目標面積もここ数年の平均の 0.7 ha としていたことから、実績につきましては、達成状況は 1628.6%となりました。

次の 2 最適化活動の活動目標は、（１）推進委員等の活動日数を月 10 日以上という形で設定し、強化月間を 11 月、12 月、2 月と設定しました。下の②実績では 11 月、12 月、2 月に利用意向調査、4 年度は郵送だけではなく、委員さんの訪問による意向調査も行ったところでした。

次の 27 ページ（３）新規参入相談会への参加については、①の目標に対し、②の実績にありますように、6 月に新規就農者をはげます会に参加した実績となります。その下の目標の達成状況の評語としましては「目標に対し期待を上回る結果が得られた」となります。具体的には委員さんの最適化活動が平均月 10 日を超えていましたので、そのような結果となりました。

次のページのⅢ事務の実施状況につきましては、別紙で今回から作成することになったものですが、上から 1 総会、部会の開催実績としては、年間の実績を記載いたしました。4 月に委員改選による臨時総会を行っておりますので、4 月に 2 回になっております。2 農地法第 3 条に基づく許可事務、その下 3 農地転用に関する事務につきましては、令和 4 年度の実績になります。一番下の 4 違反転用への対応につきましては、令和 4 年度に解消された実績 2.7 ha を記載いたしました。以上になります。これは令和 4 年度の実績になりますけれども、審議・承認された後県に提出し、詳細部分におきまして修正がありましたら、事務局で対応していきたいと思っておりますのでご了承いただければと思います。よろしく願いいたします。

議長

ただ今、令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について説明がありました。内容が細かいですので、1 ページずつ検討していきたいと思っております。

まず 23 ページ、去年の 4 月 1 日現在の委員会の状況ということ

で、色々な統計等の数値でありますので、農林業センサスの数値を使ってあるとか、農政課からの報告を記載してありますので、特に異存は無いと思います。

次の 24 ページ、Ⅱ最適化活動の実施状況のところの、1 最適化活動の成果目標のところはどうでしょうか。農地の新規の集積面積目標は 8ha だったんですが、実績で 11.4ha が新規に集積されたということです。目標に対する達成状況は面積の数字ではなくて、目標の達成率で比較をしてありますので、目標が 18.3% に対して実績の集積率が 18.8% ということで、 $18.8 \div 18.3$ で 102.7% で、その結果を点検結果の欄に書いてあるところです。よろしいですか。(2) は遊休農地の発生防止・解消ということで、緑区分の解消目標を 17.4ha ということにしておりましたが、25 ページの③実績のところでは、前年度に新規発生した緑区分の解消に対する実績が a の緑区分の遊休農地の解消 10.3ha。目標面積に対して 59.2% という達成状況になっています。昨年度は農用地区域内農地内の遊休農地については、これまで全て、B 判定を含めて 2 号遊休農地という定義にしていたんですが、それを他の一般の定義と同じように、市全体同じような扱いで、農用地区域内の農地でも、1 号とか 2 号とか B 判定とか、そういった判断をしたということです。1 号遊休農地が増えて 2 号遊休農地が減るという結果になったということを点検結果の欄に書いてあります。(3) 新規参入の促進、目標を 1 経営体、集積面積を 0.7ha という目標にしておりましたが、実績として新規参入が 2 経営体あって、集積した面積が 11.4ha ということで、 $11.4 \div 0.7$ で 1,628.6% という、大変大きな達成率になっています。何かご質疑ございませんか。

26 ページの 2 最適化活動の活動目標、委員 1 人 1 月当たりの活動目標を県が統一して 10 日に設定したところです。そして、強化月間という目標を 11 月、12 月、2 月ということで、戸別訪問をするようにして、例年と違った取組みをしたということでございます。

篠原主幹

すみません、1 つ修正があります。今の 26 ページの真ん中の (2) 活動強化月間の設定①目標の 2 月のところに、強化月間の内容で「遊休農地所有者への利用意向調査の個別訪問」のところは、「戸別訪問」へ修正をお願いします。

議長

(2) 活動強化月間の設定①目標の 2 月のところで、強化月間の内容を「個別訪問」のところは、「戸別訪問」に変えてください。

先程 10 日の活動目標を達成したということでしたが、具体的に何日になりますか。

篠原主幹

3 月 27 日までなんですけれども、1 人当たりの活動日数が平均約

11 日です。

議長 平均 10 日を超えたということで、それぞれ自分の日数を把握していらっしやることと思いますが、相当頑張っていた方が多く、全体の平均を引き上げている傾向があるのかなと思います。

27 ページ（3）新規参入相談会への参加、目標が 1 回ということで、実績の 1 回は例年 6 月頃県の地域振興局の主催で、新規就農者をはげます会というのが日置庁舎で開かれており、それに私が出席したのをカウントして実績 1 回にしております。これは私以外にも、確か西委員も出席されていたんじゃないですかね。西委員は、女性指導農業士という立場で出席をされていましたが、こんなのは入れたらいけないんですか。

篠原主幹 そうですね、農業委員ですから、参加者数を 2 にしておきます。

議長 27 ページはよろしいですか。実績の参加者数の 1 を 2 に修正してくださいということですか。

28 ページの事務の実施状況です。

篠原主幹 議長いいですか。

議長 はい、どうぞ。

篠原主幹 28 ページのⅢ事務の実施状況の、3 農地転用に関する事務で、実績の数字が入っているんですけども、権限移譲の状況のところ、一番上の「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく指定市町村に指定」のところ、○が付いているんですけども、最初これのどれに当てはまるのかを県農業会議に聞いたところ、一番上の方ですと聞いたものですが、昨日再度念のために確認をしたところ、その下の「地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項に基づき市町村長へ事務委任」になるということで、ここに○を付けて修正をお願いします。

議長 その下は併せてしなくていいんですか。

篠原主幹 はい、そこも確認をしたんですが、昨日の県農業会議の回答としましては、その真ん中のところでいいという回答でした。提出の際再度確認をいたします。

議長 それと、1 総会、部会の開催実績で、班会については、班によっては 1 ヶ月に 2 回くらいしたところもあるんじゃないでしょうか。特に

3班は回数が多いような気がしますけど。

樋ノ口委員 月によっては2回しています。勉強会と、現地確認を分けてすることもあります。

議長 具体的に聞いて、該当する月に足してもらえたらと思います。2班はそういうのはないですか。

久木山委員 いいえ、2班は毎月事前に決めた日だけで、1ヶ月に1回です。

議長 28 ページはいいですか。令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）については、いいですか。

それでは 29 ページからの令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について事務局の説明をお願いします。

篠原主幹 資料は 29 ページになります。令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）についてです。

I の農業委員会の状況、1 現在の体制につきましては昨年と同様です。2 の農家・農地等の概要の右の表認定農業者等の数につきましては、農政課からの資料により作成しております。新規就農者が2人増えています。その下の耕地面積につきましては、農水省からの資料により入れてあります。

次のページIIの最適化活動の目標ですが、1の最適化活動の成果目標の②目標につきましては、県からの通知により新規集積面積を8.7haとし、年度末の集積面積を175.1haとしました。（2）の遊休農地の解消としましては、①は現状ですが、②目標のアのa緑区分の解消として、令和3年度から5年間で解消するという目標を立てるということですので、昨年と同様の数字になります。その下bの黄区分、利用状況調査で草や背丈ほどの木が生えていて、草払いや重機を使い圃場整備すれば耕作できる状況に戻せるものということになりますが、その策定方針のように、地域との話し合い活動により関係機関と協議し検討するという旨の文を記載いたしました。ここにつきましては、令和4年度から黄区分の判断をしていますので、30.4haは令和4年度の判断の結果ということになります。その下イの新規発生遊休農地の解消につきましては、令和4年度の緑区分の結果となります。

次の31ページにつきましては、本日差替えの分をお配りしてありますので、そちらをご覧ください。（3）新規参入の促進につきましては、上から2つめの②目標として、面積は平成29年度から31年度の権利移動面積の平均5.6haの10分の1を設定するようというところで0.6haとしました。その下、2最適化活動の活動目標としては、

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標として一人あたり昨年同様1ヶ月で10日としました。昨年度は平均本市は月11日でしたが、活動されれば5分でも10分でも、少しのことでもよろしいので、記録簿に記入していただけたらと思います。その下(2)活動強化月間の設定目標は、昨年と同様に利用状況調査後の意向調査について、強化月間として記載いたしました。その下、(3)新規参入相談会への参加目標は、昨年の実績と同様に新規就農者をはげます会に参加するという事で記載しております。以上で説明を終わりますが、ご審議・承認いただいた後、これを県に提出いたします。県から修正があった場合は、事務局側で対応していきますので、ご了承くださいたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長

令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)についてですが、29ページの数字については、今年の令和5年4月1日現在の農業委員会の状況ということで、2020年の農林業センサス、国の統計、農政課からの認定農業者等の数字については、特に異存はないと思いますがよろしいですか。

30ページ、最適化活動の目標ということで、(1)農地の集積②目標の今年度の新規集積面積は昨年と同じ8.7haということで、これは県全体の実績をベースにした平均的な目標面積ということで、8.7haと昨年も同じ面積で目標を設定しています。今年度も同じ面積で設定するという事です。(2)遊休農地の解消の部分については、緑区分の遊休農地の解消、令和3年度に調査した時点での87haというのを5年間でそれぞれ解消していくという、5年で割り崩したのが17.4haということで、それを単年度の解消目標面積に入れてあります。それから、黄区分の遊休農地の解消目標については、30ページに記載してあります。一番下の前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消、これについては前年度に新規発生した緑区分の遊休農地は、全て解消するという位置づけになっておりますので、29.8haということになりますので、上のaの17.4haと、前年度新たに発生した29.8haと合わせて47ha位が1年間の緑区分の遊休農地解消目標ということになります。大きな面積になります。よろしいですか。

次の31ページ、ここは差替えで後で配ってある分です。(3)新規参入の促進②目標の権利移動面積については、単年度で0.6ha、これは過去3年間の平均の10分の1ですか、平成29年度から31年度まで記載してあって、平均が5.6haですので、その10分の1を新規参入者への集積面積に設定することになっておりますので、5.6haを10で割ると0.6haということで、これが最低限ということになります。それを目標にするということです。次の2最適化活動の活動目標については、昨年と同様毎月10日以上活動をしようという目標にして

おります。

篠原主幹 議長、いいですか。

議長 はい。

篠原主幹 今回の目標の1人当たりの活動日数10日というのは、昨年と同様の形にしているんですけども、国は昨年の実績以上の数字を入れるように言ってきているんですが、実際本市は10日以上でクリアしているんですが、他の市町村は10日をクリアしていないところも結構あるんです。それで、各市町村から県の方に、そこは同じ形で10日以上にしてほしいという要望が結構あるということで、県の方からも国には10日以上ということで要望をしているということなんです。もしかしたらそこを平均以上でしなさいと言ってくるかもしれませんが、その場合は11日にしなければならないかもしれませんが、今のところ10日以上で設定しております。

議長 その下の(2)強化月間のことなんですけど、2月の総点検(戸別訪問)というのは、どういったものですか。

篠原主幹 そこは、利用意向調査(戸別訪問)という形で記入しておりまして、チェックをしたいので県に出しましたところ、2月は利用意向調査で戸別訪問をするので、そこに関しましては総点検(戸別訪問)という形で記載をしてもらいたいと県の方から相談がありましたので、ここだけを変えたところなんです。内容としましては、同じ利用意向調査の戸別訪問ということになります。

議長 皆さんから何か令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)についてご質疑ございませんか。様式のことなんですけど、基盤強化法の改正で、地域計画の策定というのが入ってくると思うんですけど、それに関する項目というのは、様式としてはないわけですね。

篠原主幹 目標の様式は、昨年と同じ形でしたので、昨年同様の様式を使用しております。

議長 目標には挙げないけれど、活動実績としてそういう計画作りに参加した場合には、その数字が日数としてカウントされるということですか。

篠原主幹 そこは実績の記入する欄に記載してください。

議長 皆さんの方からご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 今日は短い時間で説明をしたものですから、細かく見て後から気づいたところがあったら、報告をしてもらえたらと思います。いいですか。その締め切りはいつまでですか。

篠原主幹 ご審議をいただきましたので、県の方には出そうと思っているんですが、他の市町村はまだ出していない所がありますので、もし何かありましたら来月の総会までに言っていただけたらと思います。

議長 今説明がありました、もし後で細かく見て、ここはどうだろうかという疑問点があったり、こういう修正をした方がいいんじゃないかという点がありましたら、事務局の方に来月の総会までに個別に報告をしていただきたいと思います。それでは今日はお諮りして、決定をしていただきたいと思います。日程第8議案第27号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)並びに令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)については、報告のとおりの内容で、一部修正がありましたが、その内容で決定することをご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第8議案第27号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)並びに令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)については報告のとおりの内容、一部修正について決定をしました。いずれも(案)の文字を消してください。ありがとうございました。

以上で、議事については全て終了しました。

議事録署名委員

• _____
• _____